

知的財産権規程

第 1 条（総 則）

この規程は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会（以下「RMA J」という）が編集または発行する出版物に掲載される書籍等（書籍、論文、解説記事、イラストを含む（以下「書籍等」という））の著作者と RMA J との間の著作権使用について取り決めるものである。

- 2 この規定は、RMA J が取得している商標権について、RMA J 会員等（以下「会員」という）の使用について取り決める。

第 2 条（著作権等の帰属）

RMA J 発行の出版物に掲載される書籍等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む）は、著作者に帰属する。

- 2 商標については、RMA J に帰属する。

第 3 条（著作権の利用の許諾）

第 2 条 1 項の著作権について、RMA J は、著作者の了解を得ることなく、無償で使用することができる。但し、第三者から RMA J に対し対価の支払があった場合には、RMA J は著作者に対してその対価の 10% 相当額を支払うものとする。

- 2 著作者自身が自身の書籍等の全部または一部を自身の用途のために複製、翻案するなどの形で利用する場合は、RMA J は異議申立てをしたり、妨げをすることはできない。この場合、著作者は RMA J に事前に申し出を行なった上、RMA J の出版物にかかる出典を明記しなければならない。
- 3 第三者から書籍等の複製あるいは翻訳、公衆送信、複製等の許諾申請があった場合、著作者の承諾を得た上で、理事会が許諾の決定を行なう。

第 4 条（商標権の利用の許諾）

RMA J に帰属する商標権について、会員は、営利目的・非営利目的等を問わず無償で使用することができる。

- 2 RMA J に帰属する商標権について、工事の発注者は、無償で使用することができる。
- 3 会員で無い者は、RMA J に帰属する商標権を使用することはできない。但し、使用を目的として、RMA J 入会希望することについて、RMA J は、妨げるものではない。

第5条（著作権侵害及び紛争処理）

RMA J及び著作者は、書籍等に対して第三者からの著作権侵害の事実があった場合、対応について協議する。

- 2 RMA Jは、商標権に対して第三者から侵害の事実があった場合、対応について理事会にて協議する。

第6条（著作者の責任）

RMA Jの出版物に掲載された書籍等の執筆内容は著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物についての他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他争いを生じ、それによってRMA Jに損害が生じた場合は、RMA Jに対して当該損害を補填するものとする。

第7条（この規程以前の著作物・商標権）

この規程の施行以前にRMA Jが編集または発行した著作物についても各号の規程を準用する。

附則

1. 本規程は平成29年6月23日より、施行する。
2. RMA Jの書籍等は下記の通りである。
 - ① 機関誌（リマージュ）
 - ② RMA Jフォーラム講演資料
 - ③ 認定マンション・リノベーション・マネジャー資格講習資料
 - ④ その他、書籍、研究発表会、シンポジウム、各委員会、セミナーなどの普及活動に関する刊行物
3. RMA Jの商標権は下記の通りである。
 - ① 日本リノベーション・マネジメント協会（マーク含む）
 - ② リノベーション・マネージャー（マーク含む）
 - ③ 価格開示方式
 - ④ 認定マンション・リノベーション・マネジャー CCRMJ
 - ⑤ 価格開示方式主任技術者
 - ⑥ 価格開示方式監理技術者

以上